

## 共同実施事業者の役割

本事業での共同実施事業者の役割・対応業務は以下の表のとおりとします。

以下の業務を、真摯に対応しない共同実施事業者に対しては、SIIは共同実施事業者登録を取り消すことがあります。SIIは取消を行った場合、SIIが執行する他の事業においても、当該事業者の登録を認めない場合があります。

また、過年度事業において、需要家との合意なく実績報告の未提出や、需要家へ虚偽の説明等で交付決定前契約を行った等で、登録の取り消しを受けていないものの、トラブルが生じた履歴のある事業者については、SIIは登録を行わない場合があります。

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	公募要領P.24 【4-2.共同実施事業者登録】を参照し、SIIへ登録をすること 登録内容に変更が生じた場合は速やかに蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者へ報告をすること SIIからの連絡は原則電子メールで行われるため、共同実施事業者はメールでの連絡が可能な者とする
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する共同実施事業者一覧に必要な情報を本事業における蓄電池アグリゲーター／小売電気事業者へ提供すること (対応可能エリア、連絡先)
3	需要家等への事業説明	交付申請を行うにあたって、申請を検討する需要家等へ正確に事業の内容を説明すること
4	交付申請手続き	申請を検討する需要家等に対して、DRについての詳細な説明を行うとともに、申請をすることとなった場合には、需要家等と必要書類を取りまとめ、 <u>共同実施事業規約に同意を行った上で、需要家等と共に交付申請をすること</u> SIIから不備連絡があった場合は迅速に対応をすること 交付申請はポータルサイトを通じて行うため、共同実施事業者はPC操作が可能な者とする
5	DR契約及びDRメニュー加入の確認	補助事業者（需要家等）がDR契約を事業完了時まで締結していること又は事業完了時までDRメニューの加入が完了していることを確認すること
6	系統連系確認	系統連系申請や電力会社への申請状況及び申請に必要な情報を把握できる体制を整えること <u>通電確認は系統連系完了後に行うため、系統連系完了前に事業完了は不可</u> 共同実施事業者は系統連系完了までに必要な期間を把握し、事業完了期限に間に合うことを確認してから共同実施事業規約に同意をすること
7	実績報告と現地検査のサポート	補助事業者（需要家等）と必要書類を取りまとめ、実績報告をSIIへ提出すること 書類に不備があった場合においては、迅速に不備対応を行うこと。 補助事業者（需要家等）または共同実施事業者の責による書類不備によって、検査が期間内に完了できず、補助金の支払いができない場合であっても、SIIは一切の責任を負わない SIIは必要に応じて現地確認を行う。SIIは現地検査の日程調整等を共同実施事業者と行う。共同実施事業者は補助事業者（需要家等）と連携をとり、現地検査の手続きに協力すること
8	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること